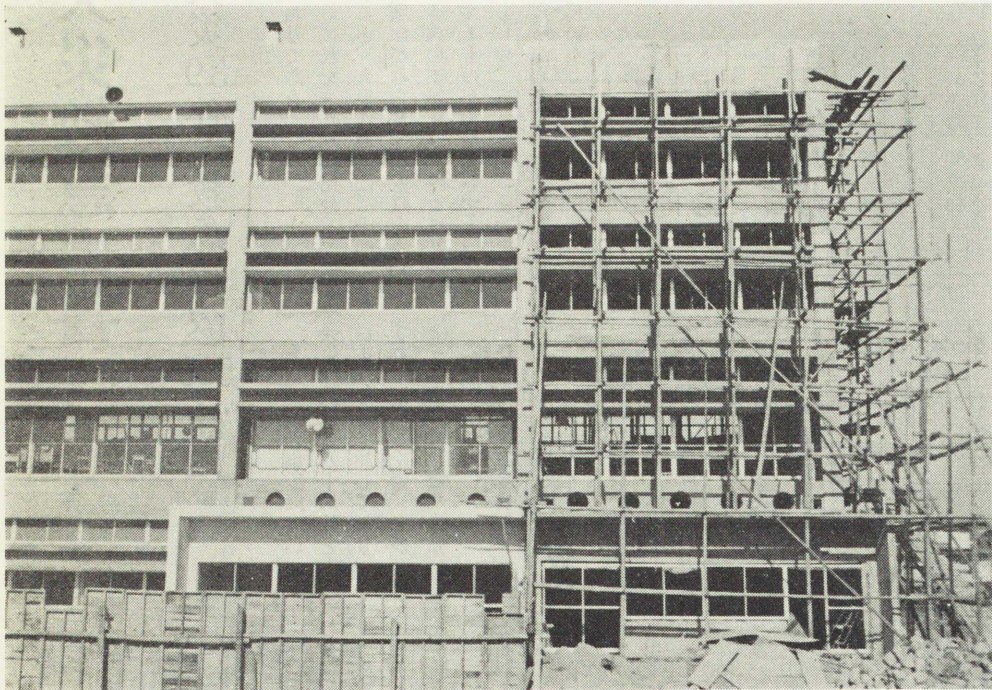


昭和44年1月1日現在(推計人口)			
	本月	前月比	
人口	男	28,296	216減
	女	27,129	78減
	計	55,425	294減
世帯数	18,828	278減	

狛江町広報

第107号 発行 昭和44年2月1日 狛江町役場 (480) 1181 (代)

狛江町役場(夜間専用)
電話(480)1188
狛江町水道課事務所
電話(480)0201
狛江消防署
電話(489)0119



二中の増築、順調に進む

最近、人口の増加とともに就学児童が急にふえ、教室不足になっているのが学校の現状です。町では、教室不足を解消するために、昨年8月から校舎の増築工事を行なっていますが2月末の完成を目指して順調に進められています。(写真は完成近い増築校舎)

町民の要望実る

都営住宅と小田急バス営業所間に

横断歩道橋が新設

三月末までに完成

狛江町にはじめての横断歩道橋が和泉一五〇都営住宅前の都道十一号線に新設されます。この工事は、東京都が行なうもので近く着工されます。

最近、役場前から国領に至る都道十一号線は、交通量が急激にふえ、歩行者が横断するの危険が多くなっています。そのために、付近の住民から要望されていた横断歩道橋が、和泉一五〇番地都営住宅と小田急バス営業所の間に新設されます。

この横断歩道橋が完成すれば、朝夕の通勤者や主婦の買物には、安心して都道を横断することができるようになります。

この横断歩道橋は、長さ十七メートルで、すでに、東京都において入札も終わり、近く着工、昭和四十三年度中(三月末)に完成する予定です。

ための「横断歩道橋」です。道路を渡るときには必ず横断歩道橋を渡りましょう。

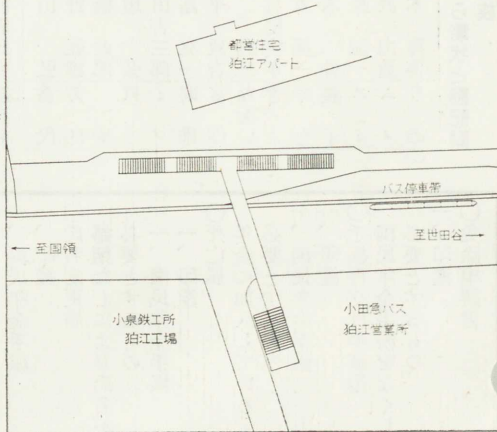
成人おめでとう 一中体育館で盛大に



420人が出席

1月15日は成人の日、この日は朝から好天に恵まれ、10時から第一中学校体育館で420人が出席して盛大に成人をお祝いするつどいが行なわれました。主催者や来賓からお祝いと期待のことばが贈られて、式を終りました。成人としての決意を新たにしておとなの仲間入りをした皆さんの活躍が期待されます。(写真は誓いのことばを述べる成人代表)

横断歩道橋新設工事平面図



水道料金の納入

期限日を変更

毎月27日に

従来、水道料金の納入期限日は月末に定めていましたが事務整理の都合により、昭和四十四年一月分から納入月の二十七日を納入期限日と改めました。

水道を利用されているご家庭は、今後ともよろしくご協力をお願いします。

狛江町火災救急白書

すでに火災39件、救急事故588件に

狛江町の昭和四十三年度中の火災、救急件数は表のとおりである。

これを一昨年に比較してみると、火災件数では、十件の増加がみられ、出火原因はたき火の不始末、たばこに起因するものが相変わらずトップをしめ、われわれの身近なところから多くの火災が発生している。

防寒装置を完全に

水道管の破裂を防ぎましょう

ご家庭の水道管の防寒装置は完全ですか。
気温が氷点下以下になりま

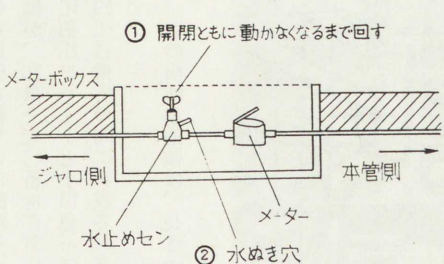
や、日あたりの悪いところに
出ている水道管やじょうは凍

ったり、破裂のないよう完全
な防寒装置をしてくださ

万一凍ったときは熱湯などを
かけずに徐々にあたためて

ください。

そこで、町営水道をご利用
いただいているご家庭の給水



火災発生件数と原因

原因別	かまど	石油ストーブ	ガスストーブ	取り火	たき火	たばこ	電気溶接器	電気器具	プロパンガス	都市ガス	危険物	放火・不防火	車両	子どもの火遊び	がはいったもの	裸火	乾燥器	その他	計
43	1	2	1	1	7	7	0	3	1	1	1	4	1	3	4	1	1	0	39
42	1	2	0	0	8	5	3	2	2	0	1	3	0	0	0	0	1	1	29
増減	0	0	+1	+1	-1	+2	-3	+1	-1	+1	0	+1	+1	+3	+4	+1	0	-1	+10

救急出場 救護件数

種別	火災	風水害	水難	交通	運動競技	労働災害	一般負傷	自損行為	犯罪	急病	その他	計	救護人員
43	1	0	2	81	4	7	83	6	7	368	29	588	551
42	0	0	1	80	4	22	69	13	8	270	6	473	451
増減	+1	0	+1	+1	0	-15	+14	-7	-1	+98	+23	+115	+100

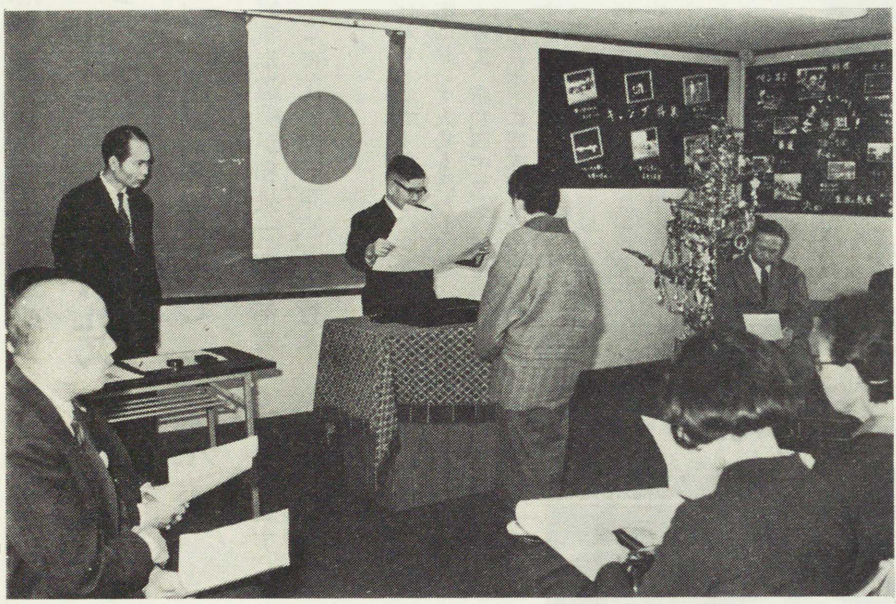
狛江町との取引希望業者

指名参加願いを提出

昭和四十四年度において狛江町役場（町立小中学校、町立保育園を含む）と取引を希望する業者の人は、次のとおり受け付けします。次の必ず指名参加願いの届出をしてくださ。届出がない場合は取り引きができないこととなりますので、ご注意ください。

一、受付期間 二月十日～二月二十八日
午前九時～午後四時三十分（平日）
午前九時～午前十一時三十分（土曜日のみ）
一、用紙配布
イ 物品 二月一日

一、用紙配布場所
イ 物品 総務課財政係
ロ 工事 都庁構内国鉄ガード下家具店横にて販売
一、受付場所 総務課財政係窓口
なお、詳しいことは、総務課財政係へお問い合わせください。
（注）水道課の物品関係については、水道課庶務係で取り扱います。



戦没者に叙位叙勲

14名の遺族が受ける

没者の遺族の人に対して、叙位叙勲の伝達式が十二月二十四日午後二時から狛江町集会所で行なわれました。

町長から勲記、勲章などを授けとり、式終了後、遺族の皆さんは、それぞれ肉親の英霊をしのんでひとときを語り合いました。

なお、今回は、次のとおり十四名の人が叙位叙勲を受けられました。

位階勲等	戦没者氏名	遺族氏名
正六等勲四	池田 弘香	代
従六等勲五	水野 経雄	郎
正七等勲六	高橋 太郎	晴
青色	板垣 弘只	二
旭七	猪田吉三郎	ミツ
旭八	田島 克一	雄
藤平	政吉	富作
旭八	利一	なをい
三	三尻真年	きよ
鈴木	孫一	や
鈴木	伸義	子
佐藤	誠一	スミ
中沢	由造	ム
平本	喜啓	うめ

写真は町長から勲状と勲記勲章を受ける遺族

前町議会議長
故小川利太郎氏
に叙勲

前狛江町議会議長故小川利太郎氏は、生前において長年にわたり消防および地方自治に貢献されました。その功績が認められ昭和四十三年十一月二十八日付をもって「勲六等 単光旭日章」を授与され、十二月二十六日東京都知事から遺族に伝達されました。

窓口申請手続きご案内

(その五)

今月は、国民年金についてご案内します。

日本人の平均寿命は年々伸びています。しかし、昔のように、年をとれば若い人たちに扶養してもらおうという習慣は、だんだんうすれてきました。

そこで、老後の生活の安定のために、また、病気やケガで働けなくなったときのために、あなたと国が協力して積み立てておくのが国民年金です。

国民年金にはいる人

●強制加入者

一、日本国民で二十歳以上、六十歳未満の人です。ただし、次の人は除かれます。

① 他公的年金（厚生年金、共済組合など）にはいっている人とその配偶者

② 公的年金から老齢（退職）障害、遺族などの年金を受けている人

③ 昼間の大学生

●任意加入者

年齢は、強制加入者と同じで次の人です。

① 他公的年金にはいっていない人の配偶者（サラリーマンの妻など）

② 他公的年金から老齢（退職）障害、遺族などの年金を受けている人

③ 昼間の大学生

●国民年金の手続き

●資格取得届

一、二十歳になった人

一、厚生年金などの公的年金をやめたとき

●必要とするもの

一、以前に加入していた年金証書

一、退職証明書

一、国民年金手帳（以前に国民年金に加入していた人）

一、印鑑

●資格喪失届

一、厚生年金などの公的年金に加入したとき

●必要とするもの

一、国民年金手帳

一、印鑑

●住所変更届

一、転入・転居など住所が変わったとき

●必要とするもの

一、国民年金手帳

一、印鑑

●氏名変更届

一、婚姻などにより氏名が変わったとき

●必要とするもの

一、国民年金手帳

一、印鑑

●手帳再交付申請書

一、国民年金手帳をなくしてしまったとき

●必要とするもの

一、印鑑

●免除申請書

申告書をお送りします

町、都民税など二月上旬に

昭和四十四年度の町、都民税申告書を二月上旬に郵送します。申告書の届かない人は、税務課へお申し出ください。至急お送りします。

また、本年一月一日現在住民登録をしない、実際に狛江町に住んでいる人には申告書をお送りすることができませんので、申告書の届かない人は、税務課へ申告書を請求してください。

次に該当する人は申告の必要がありません。申告書をお送りしません。

一、給与所得者で、他の所得がなく、勤務先から給与支払報告書が提出されている人（ただし、中途就職をした

たかたで、前職分の給料などが不明のため、年末調整されていない場合を除きます。）

二、昭和四十三年分の所得について確定申告書を税務署へ提出する人（これに該当すると思われる人については、昨年の確定申告書の提出者をもとにして調査をし、町から申告書を送らないようにしています。さらに所得税と町・都民税申告書の重複送付をさけるため、税務署から確定申告書が送られる人には、町・都民税の申告書をお送りしません。ただし、確定申告書を送られてきた人でも、昭和四十三年中の各種の所得金額の合計額から「基礎控除（十五万七千五百円）や配偶者控除など

税の出張徴収

次の表のとおり固定資産税、都市計画税第四期分、国民健康保険税第十期分の出張収納を行います。役場に遠い地区のかたはご利用ください。

月	日	時	間	場	所	区	域
二月二十五日	（火）	自前九時三十分	至前十一時	和泉	名古屋商店本店前	上	和泉
		自後一時	至後二時三十分	小足立	寺西菓子店前	上	小足立
		自後二時三十分	至後四時	覚東	千手院前	覚	東
二月二十六日	（水）	自前九時三十分	至前十一時	覚東	天理教会前	覚	東
		自後一時	至後三時三十分	岩戸	慶岸寺前	岩戸	東
		自後三時三十分	至前十一時	岩戸	明静院前	岩戸	東
二月二十七日	（木）	自後三時三十分	至後五時	岩戸	防詰所前	岩戸	東
		自前九時三十分	至前十一時	猪方	谷田部米店猪方販売所	猪方	東
二月二十八日	（金）	自後三時	至後五時	猪方	和泉寺前	猪方	東

◎国民年金も取り扱います。

れると推定できますのでこのように人については申告書をお送りしません。（ただし、この場合、前記一、二に該当しないときは町・都民税の申告義務がありますから、申告書を請求してください。）

② ①以外の人には申告書をお送りしますが、前記一、二に該当される人には、申告の必要はありません。申告書の送付について不明の点、疑問の点がありましたら、税務課町民税係へ遠慮なくお申し出ください。

確定申告書提出した人には

町民税・事業税の申告をする必要はありません

必要はありません

前年の所得について税務署

昭和四十三年分所得税の確定申告時期となりました。

確定申告書の受付と納税相談は、二月十七日から三月十五日まで税務署で行ないます。その際、事業税、町・都民税についても不明な点はご相談に応じます。

納税相談に来署される場合は、混雑緩和のため、お手もとにお送りしてあります確定申告書の用紙に、ご自分で記載できるところ（たとえば社会保険料、生命保険料、損害保険料、配偶者、扶養親族などの控除欄）はあらかじめ記入してください。

確定申告書の記載方法やその他不明の点については、お気軽に税務署所得課にご相談ください。

還付を受けるための申告は三月十五日以前でも提出することができます。

期限内に納税が困難な人は、延納の方法もあります。

所得税の確定申告と納税

昭和四十三年分所得税の確定申告時期となりました。

確定申告書の受付と納税相談は、二月十七日から三月十五日まで税務署で行ないます。その際、事業税、町・都民税についても不明な点はご相談に応じます。

納税相談に来署される場合は、混雑緩和のため、お手もとにお送りしてあります確定申告書の用紙に、ご自分で記載できるところ（たとえば社会保険料、生命保険料、損害保険料、配偶者、扶養親族などの控除欄）はあらかじめ記入してください。

確定申告書の記載方法やその他不明の点については、お気軽に税務署所得課にご相談ください。

還付を受けるための申告は三月十五日以前でも提出することができます。

期限内に納税が困難な人は、延納の方法もあります。

納税通知書

もう一度見てください

今月は固定資産税・都市計画税第四期分、国民健康保険税第十期分の納期です。今月で各町税の納期は全部終わりますが、もう一度、お手もとの納税通知書を見てくださ

あなたがお吸いになるたばこは、まず町内で、町内でたばこ二十本入り一箱をお買いになりますと、約十二円が町の収入になります。

この収入は町の重要な資源として、教育や建設事業の資金の一部に充てられています。

納めるのを忘れていた場合がありましたら早急に納めてください。納期限をすぎますと督促手数料、延滞金などが加算されたりして一度に納めるのが困難になります。また、納税通知書を紛失したりした場合は税務課徴収係までおいでください。

一度に納めるのが困難な場合とか納税に関する相談も税務課徴収係でお受けします。

贈与税申告書の提出

二月一日～三月十五日

昭和四十三年中に四十万円（三年以内に同じ人から各年二十万円をこえる贈与を受けた場合は二十万円）をこえる贈与を受けた人は二月一日から三月十五日までに贈与税の申告をしてください。

なお譲渡所得、贈与税、相続税についてのご相談は、府中税務署資産税相談係をお気軽にご利用ください。

源泉徴収票など

法定資料の提出は早急に

給与所得の源泉徴収票、報酬料金の支払調書および不動産の使用料などの法定資料の提出は一月三十一日までとなっていますが、まだ提出していない人もかなり見受けられます。提出の有無をいまだ一度お確かめのうえ、提出もれの人には早急に提出されますようお願いいたします。

今 月 は

固定資産税 都市計画税第4期分
国民健康保険税第10期分

を納める月です

保険料が納めるとき
必要とするもの
一、国民年金手帳
一、印鑑
資格取得申出書
任意加入者が希望により国民年金にはいるとき
必要とするもの
一、国民年金手帳（以前に国民年金に加入していた人）
一、印鑑
以上の届け書は、住民課の窓口にあります。

◎国民年金の納付方法
国民年金手帳を持参のうえ住民課の窓口、または、税の出張徴収の場所で年金印紙をはり検印を受けることにより納めることとなります。また、一年分なり二年分をまとめて納めると割り引きになります。

◎納める保険料
三十五歳未満 月二百五十円
三十五歳以上 月三百円
（昭和四十四年一月から）
◎国民年金の給付を受けられる人
他の公的年金の加入期間と国民年金の納入期間をあわせて二十五年以上になる人が、六十五歳になったとき
死亡一時金
国民年金に加入しているものが死亡した場合で、死亡した月の前月までに三年以上保険料を納めたとき、その遺族に支給されます。

成人教室へどうぞ

子どもを持つおあさんに、子どもの教育について勉強してもらおう家庭教師講座とペン習字をしようになりたいたい人のためにペン習字講座を開きます。各講座の概要は次のとおりです。

就学する子どもをもつ

おあさんのために

家庭教育講座

われているか

講師 法政大学助教授

白井 慎

第二回 二月十三日(木)

「就学前の子どもの心理」

講師 教育評論家

阿部 進

ペン字の基礎を教えます

ペン習字講座

もうすぐ四月、ことし就学する子ども、そのおあさんも、期待とともに不安な気持ちをお持ちのことと思います。そこで、就学する子どもを持つおあさんのために、家庭ではどんな教育をしてあげばよいのか、小学校ではどんな教育をしているのか、などについて勉強していただくために、次のように家庭教育講座を開きます。どうぞご出席ください。

日程、内容

第一回 二月七日(金)

「一年生の教育はどう行な

ペン字は、いつも使っているが、思い通りに書けないもの、運筆の基礎と、字をしように書くコツをお教えます。そこで、あいうえお、から

ますので、どうぞお申し込みください。日時 二月十四日(土)三月十一日。毎週火、金曜日の合計十回。毎回、午前十時～十二時。場所 狛江町集会所(役場裏)定員 六十名。用具 つけペンか万年筆、インク、びんせん。申し込み 狛江町教育委員会。社会教育係へ電話でどうぞ。

大学問題を考える。月例時事講座。入試中止などの紛争の続く大学問題についてとりあげました。どうぞおさそい合わせのうえ、ご出席ください。日時 二月十二日(水)午前十時～十二時。場所 狛江町集会所(役場裏)テーマ 「大学問題を考える」講師(交渉中)申し込み 狛江町教育委員会。社会教育係へ電話でどうぞ。

英語グループに。はいりませんか。婦人学級基礎英語グループでは、今メンバーを募集しています。このグループは、おあさんたちが中学一年程度からコツコツと勉強して、現在、三年の初め程度です。ご希望の方は、教育委員会。社会教育係へお申し込みください。

勤労青年調査を実施。ご協力ください。狛江町教育委員会では働いている青年の皆さんの希望や生活実態を知り、皆さんの求めに合った勤労青年教育をするために、町内在住の十八歳から二十三歳までの勤らく青年の中から、約三百人を無作為に抽出して調査をします。調査の対象となった人には用紙をお送りしますので記入してご返送ください。なお、調査は無記名であり数字の集計を発表しますので個人に迷惑はかけません。どうぞご協力ください。

狛江町の教育展望

教育気質の今昔

教育長 大熊正雄

「三尺がわって師の影をふま」ととうとび敬れた教師像が時代の波とともに消えつつある。なにか割り切れないあじけなさを感じ、デモ・シカ教師ならいざ知らず、教師になつて師表に立つことを宿願とした有為な教師も多数あると信ずるがゆえに。

まわりの声は、教師に對し好感をもっていない。すなおにいうと不信感が充満しているといつても過言でない。「おくれず、休まず、働かず」これが教師に与えられている最近の流行語。こんな姿にだれがしたと自問自答が続く。狛江町の教師群は、自らをかえりみてこのそしりにあてはまらなければ幸いである。

今日、教育界における思想的混乱は、再建に立ち上がったとき教育施策に確たる日本の理念を欠いたところに遠因があり、為政者の失敗と断言

が着々と効を納めつつあった経済的理由も伴い、団結は堅く発言は強く、学校長は敵であると言ひ、闘争心はますます強くなった。勤評問題、学力調査の諸事件を通じ、法廷闘争を繰り返し勝った負けたと寒心の度を加えた。

未解決のまま流れ去っていく。児童生徒の教育の主体は、教師そのものにあり、指導技術がその半面で重要な役割を果たしている。占領下の教育は、生活単元、問題解決学習方式である。カリキュラムとかガイダンスとか片言英語まじりである。明治は、ヘルバルト学説の教育法、大正は、自由主義教育、戦時中は、記憶も新し

い錬成主義と変化している。占領が解かれると最低必要基準を領を示し、教育の経済性を強調し、プログラム学習、水道方式と学習の研究がなされた。いかなる学習方法を採用しても、要は「よき教師」に話がつく。よき教師のみに教育の対象である。ここに限りなき教育の前進があると断言する。

昭和四十七年から能力別指導要領により教育が現場に流れる。ここでひと騒動起きる。争いが学校、教師児童生徒を暗くすることだろう。ただ望みたいことは、大要をのべた過去の教師の型に自ら臨み入ることなく創意工夫を生かして教師観を確立し、愛せられ、尊敬され、かつ信頼される教師になることである。

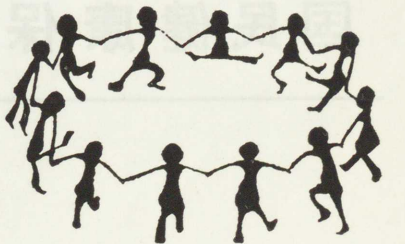
「いばり屋」開室。毎週 火・金曜日。午前九時～午後四時三十分。狛江町集会所。図書室。



(熱心に講座を受ける町民の皆さん)

フォークダンスのつどい

二月八日(土)午後六時三十分。狛江町集会所。今月のうたをお楽しみに。どなたもどうぞ。



体協だより

スキー協会。〇スキーフェスティバルのお知らせ。日時 二月十四日(金)午後九時三十分～十六日(日)午後十時(役場前出発)。場所 信州戸隠高原スキー場。費用 三千六百元(一泊三食付き交通費含む)。定員 四十名(定員になり次第締め切ります)。〇バジテストと講習。日時 二月九日(日)～十一日(火)(夕)。場所 菅平スキー場。費用 五千円(神田出発)締め切り 二月四日(火)。〇日帰りスキー。日時 二月十七日(月)。場所 天神平スキー場。費用 六百元(神田出発)。

申し出をしてください

新有権者に往復はがきで通知

選挙人名簿の登録を

三月一日現在、選挙人名簿の登録を行ないます。次の三項目に該当する人は、今すぐ登録の申し出をしてください。一、昨年十二月一日までに狛江町民になられ、ことしの三月一日現在引き続き住んでいる人

よる申し出を行なっています。これは選挙管理委員会が狛江町の住民基本台帳に登録されている人の中から該当される人を抽出して「往復はがき」で通知します。

「はがき」は、締切日十四日前に発送します。

れますと候補者名簿に登録され、八王子検査審査会で毎年四回（一月、四月、七月、十月末日）行なわれるくじにより検査審査員および補充員に選ばれることになります。これからの任期は六か月となっています。

よる申し出を行なっています。これは選挙管理委員会が狛江町の住民基本台帳に登録されている人の中から該当される人を抽出して「往復はがき」で通知します。

「はがき」は、締切日十四日前に発送します。

れますと候補者名簿に登録され、八王子検察審査会で毎年四回（一月、四月、七月、十月末日）行なわれるくじにより検察審査員および補充員に選ばれることになります。これらの任期は六か月となっています。

検察審査員の候補者選ばる

昭和四十四年度八王子檢察審査員候補者が、こゝしも衆議院議員の選挙権のある人の中から選ばれました。

毎年十二月中旬八王子檢察審査会から各市町村選挙管理委員会へ候補者が割り当てられます。それによって選挙管理委員会で行なうくじによって審査員候補者を選び身元照会のうえ、八王子檢察審査会へ送付します。候補者に選ば

なくなく犯人を裁判にかけるべきだと判断したときは、検事正にその旨通知し、もう一度その事件の処理について考え直すことを求めます。檢察審査会は、これらの仕事をすべ

歳末助け合いにご協力

ありがとうございました

助け合い募金	役場職員	百六十六世帯
三十三万四千三百六十九円	一万一千二百四十八円	五百二十六名
狛江町婦人会	狛江町	病院や施設入院者
五万五千元	八万円	五十七名
狛江ときわ会	菊池武俊氏	福祉施設
三万円	一万円	九カ所
新日本婦人の会	富永和作氏	身心障害者
五千元	一万円	五十八名

て無料で処理してくれる役所です。その他、詳しいことは八王子檢察審査会事務局（八王子市明神町一六五番地東京地方裁判所八王子支部構内）（〇四二六）四二―五一九五）へ問い合わせください。

審査員候補者は次の人です。

「交通災害共済」へ加入

第一群	和泉三三六二の二相沢てる	猪方二七五	真島守
和泉	八五 鈴木 晄	和泉一三二八	田中リキ
和泉一五〇	駒井二七六	横川良子	
都営狛江アパート	第四群		
三一号棟四〇四号室	和泉三一四六	高橋常夫	
松永栄子	和泉七三〇	望月あさ子	
第二群	和泉一八四四	佐藤四郎	
覚東三五七			
伊藤欽哉			

ものは、狹江町と西多摩郡羽村町の二町のみでしたが、その後、都下の町村が集まり検討を加えた結果、この制度を広域的に処理するため一部事務組合を設立、同様昨年十月一日から「東京都町村交通災害共済制度」として発足、当町へも加入の呼びかけを行なわれてきました。

当町においては、その呼びかけをもとに「東京都町村共済制度へ加入することによって現在の年間の会費おとな三百六十円が二百五十円に、中学生以下三百円が二百円にそれぞれ引き下げられます。

また、この同制度へ加入している町村相互間で転入、転出された場合は、引き続いて会員の資格はあることになりました。詳しいことは、総務課庶務係へお問い合わせてください。

タバコは町内で
買いましょう

町政功労者に
表彰状と記念品を贈る

満了を機会に加入することに決定しました。

したがって、当町独自で行なってきた交通災害共済制度は、ことしの三月三十一日をもって消滅することになりましたが、会員であった人に対する同日までの交通事故による給付の支払いはその後も続けられます。

狛江町自治功労者表彰条例の規定に基づいて、次の人が町政の功労者として表彰され一月二十三日、町長から遺族に対して表彰状ならびに記念品が贈られました。

前狛江町長 故石井三四郎氏
前町議会議長 故小川利太郎氏

特別功労金を贈る

濟制度へ加入する場合は「東京都交通災害共済制度」へ加入することとなります。加入の受付、給付の支払い、または同制度に対する相談、質問などは、従前どおり役場で行なうこととなります。

東京都下の町村が、共同で行なう制度です。今までと同様安心して加入することをおすすめします。

◆会費が下がります◆

今回の東京都町村交通災害

狛江町特別職職員および一般職職員の功労者に対する特別功労金支給条例の規定に基づいて前町長故石井三四郎氏に特別功労金が支給されました。

この支給については、昭和四十三年十二月町議会第四回定例会に提案し、議決されたもので町長から遺族代表受取人石井鶴子氏に対して次の金額が贈られました。

一金 百五十万円

額が贈られました。
一金 百五十万円

あなたは
交通ルールを守っていますか

1. 交差点を通行するときは、いつも交通ルールを守り、出会いがしらの事故を防ぎましょう。
2. 交差点は、いったん止まって安全を確かめましょう。
3. 運転者は、絶えず道路や交通の状況をよく確かめ、ハンドルやブレーキの操作を確実に行なって、他人に迷惑をかけないように安全な速度で運転しましょう。

わたくしの提案週間

2月3日～9日

あなたは、じょうずな買物をしていますか。

「都がこうしてくれたらもっとかしこい消費者になれる」という提案をお持ちではありませんか。

かしこい消費者になるために都政に建設的な提案をどうぞ。

提案のしかた―消費者対策に関する提案。

形式、長さは自由。住所・氏名・職業・年令・電話を明記して郵送。

送り先（問い合わせ先）

100 東京都千代田区丸の内三の一

東京都広報室公聴部

『わたくしの提案』の係
電話(二二二)五一一一

内線
二三七一

